

## 東日本大震災に伴う復旧資金等における福祉貸付のQ & A

<目次>

[手続きについて](#)

[制度・条件・対象について](#)

[二重債務となる方について](#)

[復興に伴う優遇措置について](#)

### 手続きについて

Q 1 借入申込書の入手方法について教えてください。

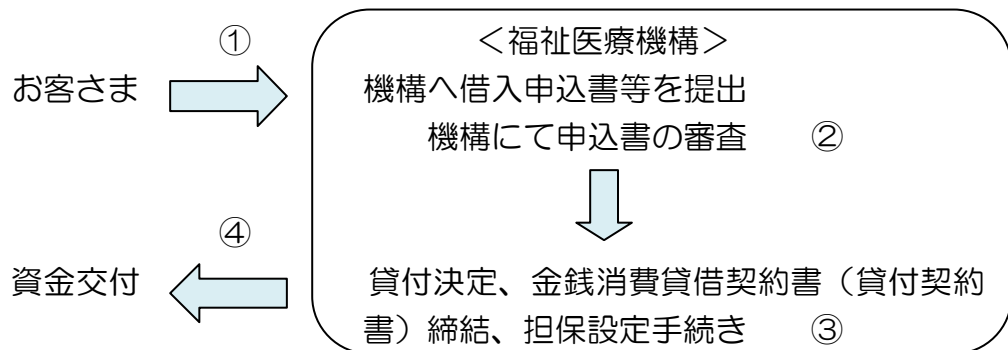
A 1 借入申込書については、[こちらからダウンロード](#)して頂くか、あるいは、機構にお問い合わせを頂ければ、当該申込書を郵送、FAX等で送付いたします。

Q 2 融資を受けるために必要な書類等は何ですか。

A 2 借入申込み時に必要な書類は必要最小限としています。被害を受けた旨を確認できる証明書等（市町村長その他相当な機関が発行したもの）については、後日の提出で結構です。（[ご提出いただく書類リスト](#)）

Q 3 借入申込みを行ってから融資を受けるまでの流れを教えてください。

A 3 担保の有無により異なりますが、担保の提供が必要な場合は、次のような流れになります。



※無担保融資の場合、担保設定手続きは不要となります。

---

Q4 融資まではどのくらいの日数がかかりますか。

A4 経営資金の無担保融資の場合、申込受理から資金交付まで最短で10日程度となります。

---

Q5 借入申込みの窓口はどこですか。

A5 福祉医療機構本部の福祉医療貸付部福祉審査課になります。  
お申し込み手続きはこちら（0120-3438-62）まで。

---

## 制度・条件・対象について

---

Q6 どのような資金について融資を受けることができますか。

A6 被災した施設・事業所の補修、仮設建物の建築及び備品の買替等に必要設置・整備資金や、被災したことにより必要となった人件費・光熱費等のほか、被災された方の受け入れ等で生じた費用等について経営資金としてご融資いたします。

---

Q7 融資を受けることができる条件は何ですか。

A7 融資対象である社会福祉施設等であって、被害を受けた旨を確認できる証明書等の提出が可能な方を対象とします。

なお、上記証明書等の提出が困難な場合でも融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

---

Q8 融資の限度額はいくらですか。

A8 設置・整備資金については原則、補助金額を除く所要額の100%（担保評価額を上限）となります。

また、経営資金については、人件費・光熱費等として必要とする金額が貸付限度額（担保評価額を上限）となります。

---

Q9 融資を受ける際の償還期間や貸付利率について教えてください。

A9 設置・整備資金の場合は、償還期間最長30年以内（据置期間最3年以内）の無利子貸付となります。（耐火構造による特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの計画で、既存の施設が全壊・半壊等の被害を受け、東日本大震災より前から施設及び事業を運営するための債務を有しており、今回の借り入れにより二重債務状態となるお客さまにはついては39年以内まで償還期間を延長することができます。（Q14及びQ15参照）

また、経営資金の場合は、償還期間10年以内（据置期間2年以内）か15年以内（据置期間5年以内）を選択いただくことができます。貸付利率については「[東日本大震災にかかる災害復旧資金のごあんない\(社会福祉施設等\)](#)」をご参照ください。

（注）貸付金利は契約締結時の利率が適用となります。また、利率は金利情勢に合わせて見直しますのでお問い合わせください。

---

Q10 融資を受ける際の担保や保証人について教えてください。

A10 設置・整備置資金については1,000万円まで無担保融資となりますが、土地確保困難等により、借地にて社会福祉事業を行う施設が仮設建物又は賃借したものであり、担保提供できない場合に限り、無担保枠

を3,000万円まで拡充いたします。

また、経営資金については、3,000万円以内までとなります。

なお、無担保融資枠を超える貸付の場合には融資金額以上の不動産担保が必要となります。

保証人については、保証人不要制度（※）を利用するか、連帯保証人1名以上を立てるかを選択していただきます。

※貸付利率に0.05%を上乗せすることにより保証人を不要とする制度です。

---

Q11 補助金を受けて行う社会福祉施設等の整備については、融資の対象になりますか。

A11 融資対象となります。ただし、事業費から補助金を控除した金額が上限となります。

---

Q12 この東日本大震災にかかる災害復旧資金の優遇措置はいつまで適用になりますか？

A12 今のところ期限は定まっておりません。被災地の復興に関する国の方針等に基づき決定する予定です。

---

Q13 特定被災区域とは何ですか。

A13 特定被災区域とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令」（平成23年5月2日付政令第127号）に規定される地域です。

今回の東日本大震災にかかる災害復旧資金の優遇措置のうち、建築資金及び機械購入資金については、特定被災区域内に施設・事業が所在し被害に関する証明書（り災証明書又は被災証明書のどちらでも可）の交付を受けられた方を対象としています。

なお、特定被災区域の具体的な範囲については、こちらの首相官邸の[ページ](#)をご覧ください。

---

## 二重債務となる方について

Q14 「二重債務となる方」とはどのような状態となる方でしょうか。

A14 二重債務とは、**次の2つの要件を満たす状態**をいいます。

1. 東日本大震災以前から施設及び事業を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有している
2. 東日本大震災により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している

今回の二重債務となる方への優遇措置は、このような二重債務の状態となるお客さまを対象としています。

Q15 二重債務問題への取り組みについて教えてください。

A15 施設の復旧に必要な新規のご融資については、償還期間最長39年以内、据置期間最長3年以内（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームに限る）とすることにより、二重債務のうち、新規債務の負担を軽減することとしています。（Q9及びQ14参照）

また、機構から過去に融資を受けた既往の債務については、償還期間の延長や元金、利息の猶予措置など積極的な条件変更に応じることにより、ご支援いたします。

- ・災害復旧の新規のご融資についての詳細は福祉貸付事業の[ページ](#)をご覧ください。
- ・既往債務にかかる条件緩和について詳細は「福祉医療貸付の利用者に対する返済猶予の概要について」の[ページ](#)をご覧ください。

Q16 相談の窓口はどこになるでしょうか。

A16 新規のご融資については、福祉医療貸付部福祉審査課までお問い合わせください。

また、東日本大震災以前に機構から融資を受けられているお客さまは、顧客業務部顧客業務課までお問い合わせください。

福祉医療貸付部福祉審査課	0120-3438-62
顧客業務部顧客業務課	0120-3438-64

既に機構の融資をご利用されているお客さまは[こちら](#)もご覧ください。

## 復興に伴う優遇措置について

---

Q17 被災を受けていない事業者が被災地において行う整備事業に対する優遇措置はありますか。

A17 東日本大震災の特定被災区域内において、被災地復興のため、市町村等の策定する復興計画を踏まえ、被災していない法人等が新規に実施する小規模の整備事業であって、県または市区町村長が発行した意見書により「被災地の復興に資する整備」であることが明記されるものに対し優遇措置を行っています。詳細については[「東日本大震災にかかる被災地復興のための優遇措置のご案内\(社会福祉施設\)」](#)をご覧ください。

---